

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市消費生活条例(平成21年大津市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不当な取引行為)

第2条 条例第9条に規定する規則で定める行為は、別表に定めるとおりとする。

(消費生活審議会の会長等)

第3条 条例第17条に規定する大津市消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	不当な取引行為
条例第9条第1号に該当する行為	(1) 商品若しくは役務(以下「商品等」という。)の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を誘引して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (2) 商品等又は契約に関し、その内容、取引条件その他の取引に関する情報であって、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、事実を告げず、若しくは不実のことを告げて、又は将来における不確実な事項であるにもかかわらず断定的判断を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (3) 商品等の内容又は取引条件が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるような表現を用いて契約の締結を勧誘し、又は

契約を締結させること。

- (4) 商品等の設置又は利用が法令等により義務付けられているかのように説明して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員であるかのように誤認させる言動等を用い、又は官公署、公共的団体、著名な法人等の許可、認可、後援等を得ているかのように誤認させる言動等を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 消費者を威圧するような言動を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に電話をし、訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して立ちふさがり、つきまとう等の方法により、その場で、又は営業所等へ誘引して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 消費者が契約を締結する意思がない、又は勧誘を拒否する旨を表明しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) 消費者に拒絶の意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 消費者がその住居又は勤務先から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) 消費者が勧誘場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (13) 消費者の年齢その他の要因による判断力、知識、経験等の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (14) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状況に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (15) 商品等を販売する目的で、無料検査、親切行為その他無償の役務の提供を行い、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (16) 消費者の不幸を予言し、健康、老後その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者に心理的不安を与えるような言動等を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (17) 消費者の過去の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は不利益を受けるとを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (18) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について偽るようになおも契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

条例第9条第2号に該当する行為	(19) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、業として貸付を行う者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (1) 消費者に名義の貸与を求め、又は消費者の名義を無断で使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。 (2) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした契約を締結させること。 (3) 消費者の財産状況又は社会通念に照らし、不当に過大な量の又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。 (4) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額な又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。 (5) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効を主張することができる権利を制限する内容の契約を締結させること。 (6) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。 (7) 消費者が購入の意思表示をした商品等と異なる商品等を記載する等の虚偽の契約書面を作成し、又は当然記載すべき事項の一部を欠く不備の契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらす契約を締結させること。 (8) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、信義誠実の原則に反して、消費者に著しく不利益をもたらす不当な契約条件を設定し、又は著しく不利益をもたらすことが明白である不当な内容の契約を締結させること。
条例第9条第3号に該当する行為	(1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、若しくは威迫し、又は心理的圧迫を与える等の不当な方法を用いて、預金の払い戻し、生命保険の解約、借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、契約に基づく債務の履行を強要すること。 (2) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて流布する旨の言動等を用い、心理的圧迫を与えて、契約に基づく債務の履行を強要すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者等を欺き、若しくは威迫し、又は心理的圧迫を与える等の不当な方法を用いて契約に基づく債務の履行を強要すること。 (4) 契約の成立について当事者間で争いがあるにもかかわらず、契約の成立を一方的に主張して強引に代金を請求し、又は支払わせること。 (5) 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話し、訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。

条例第9条第4号に該当する行為	(6) 消費者からの履行の督促に対して適切な対応をとることなく、当該債務の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させること。 (1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を威迫し、若しくは欺いて当該権利の行使を妨げること。 (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として当該権利の行使を妨げること。 (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品等の使用又は利用をさせて当該権利の行使を妨げること。 (4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、手数料、送料、役務の対価等法令上根拠のない要求をして当該権利の行使を妨げること。 (5) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合に、契約又は法令で認められた中途解約の権利の行使に際し、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して当該権利の行使を妨げること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、契約又は法令で認められた契約の解除、取消し等の権利の行使を妨げること。 (7) 契約又は法令で認められた契約の解除、取消し等の権利の行使が有効に行われたにもかかわらず、これによって生ずる債務の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させること。
条例第9条第5号に該当する行為	(1) 販売業者等（商品等を販売する事業者、その取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が条例第9条第1号に該当する行為の項若しくは条例第9条第2号に該当する行為の項に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。 (2) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。 (3) 与信契約等において、販売事業者に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、訪問する等の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。